

三沢市地域創造ワークショップ設置要綱

(設置)

第1条 三沢市総合振興計画（以下「総合計画」という。）に関し、広く市民の意見や考え方を反映するため、三沢市地域創造ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワークショップは、総合計画に関して、市民の立場からまちづくりに関する課題や将来像について検討を行う。

(組織)

第3条 ワークショップの構成員は50名以内とし、公募による市内在住又は在勤の者及び市内の各種団体関係者等をもって構成する。

(報酬等)

第4条 構成員には、報酬、報償金及び費用弁償は支給しない。

(運営)

第5条 ワークショップの運営は、構成員の自主性を尊重する。

(検討結果)

第6条 ワークショップは、検討結果を市長へ報告する。

2 市長は、検討結果を三沢市総合計画審議会に提出する。

(任期)

第7条 構成員の任期は、市長への報告が完了する日までとする。

(事務局)

第8条 ワークショップの事務局は、政策財政部政策調整課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ワークショップの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。